

0歳児から2歳児までの子どもたちの 保育料負担軽減策を拡充します

※山形県が実施する「保育料の無償化に向けた段階的負担軽減事業」との連携

【対象者】

認可保育所、認定こども園（子育て支援としての2歳児受け入れ事業を含む）、届出保育施設等を利用している次のいずれにも該当する方

○酒田市在住で0歳児～2歳児の保育の必要性が認められる子ども

○市区町村民税所得割課税額（税額控除前）9万7千円未満の世帯の子ども
（酒田市保育利用者負担額表のC1からD2階層区分に該当する世帯）

●ただし、国の幼児教育・保育の無償化の対象者は除きます。

【軽減策の概要、手続きについて】

認可保育所、認定こども園を利用する子どもたち

- 対象者に該当する場合、保育料が無償化されます。
- ・手続きは不要です。利用している施設を通して保育料の通知を配布します。
- ・その他経費（教材費、通園送迎費、行事費、預かり保育料など）は保護者の負担になります。

届出保育施設等または認定こども園が行う子育て支援としての2歳児受け入れ事業を利用する子どもたち

- 届出保育施設等（認可外保育施設）を利用する方で対象者に該当する場合、月額42,000円までの保育料が、企業主導型保育事業を利用する方で対象者に該当する場合、0歳児：37,100円まで、1～2歳児：37,000円までの保育料が無償化されます。
- 認定こども園が行う子育て支援としての2歳児受け入れ事業を利用する方で対象者に該当する場合、月額42,000円までの保育料が無償化されます。
- ・保育の必要性の確認等の手続きが必要です。詳しくは利用している施設を通して案内します。
- ・その他経費（給食費、教材費、通園送迎費、行事費など）は保護者の負担になります。

問い合わせ先：酒田市健康福祉部子育て支援課

TEL：0234-26-5735

